各施設の最大使用人数の目安について

「城島総合文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準(研修室、和室、茶室、視聴覚室)」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

【新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安】

施設名	最大使用人数の目安
研修室 1	24 人
研修室 2	30 人
和室	40 人
茶室	28 人
視聴覚室	30 人

- ※展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。
- ※楽器の練習などでマスクの着用ができない場合は、上表に関わらず、さらなる人と人と の間隔の確保や換気対策をおこなうこと。
- 附 則 (令和2年9月19日2城文第1085号)
- 1 この基準は、令和2年9月19日から施行する。
- 附 則 (令和3年1月14日2城文第1965号)
- 1 この基準は、令和3年1月14日から施行する。
- 2 この基準は、「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」(令和2年9月19日2城文第1084号)及び「新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について」(令和2年9月19日2城文第1085号)に関わらず、令和3年1月16日以降の施設利用から適用する。
- 附 則(令和3年3月1日2城文第2378号)
- 1 この基準は、令和3年3月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年3月22日2城文第2599号)
- 1 この基準は、令和3年3月22日から施行する。